

各地方整備局副局長（次長） 殿
（参考送付）

北海道開発局長 殿

内閣府沖縄総合事務局長 殿

国土技術政策総合研究所副所長 殿

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

港湾空港技術研究所長 殿

港 湾 局 長
（ 公 印 省 略 ）

「工事請負標準契約書の制定について」の一部改正について

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号）の一部が令和6年12月13日に施行されたことに伴い、「工事請負契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）を下記のとおり改正し、令和6年12月13日以降に契約を締結する工事から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(現場代理人及び主任技術者等) 第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。 一 (略) 二 (A) [] 主任技術者 (B) [] 監理技術者	(現場代理人及び主任技術者等) 第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。 一 (略) 二 (A) [] 主任技術者 (B) [] 監理技術者

(C) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

[注] (B)は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A)は、それ以外の場合に使用する。(C)は、(B)を使用する場合において、建設業法第26条第3項第2号の規定を使用し監理技術者が兼務する場合に使用する。

[]の部分には、同法第26条第3項本文の工事の場合に「専任の」の字句を記入する。

2～5 (略)

(C) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

[注] (B)は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A)は、それ以外の場合に使用する。(C)は、(B)を使用する場合において、建設業法第26条第3項ただし書の規定を使用し監理技術者が兼務の場合に使用する。

[]の部分には、同法第26条第3項本文の工事の場合に「専任の」の字句を記入する。

2～5 (略)

附 則

本通達は、令和6年12月13日以降に契約を締結する工事から適用する。